

6-(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

- 昭和46. 6. 21総理府令35
 一部改正, 昭和49. 9. 30総理府令65 (総水銀, 水銀)
 昭和49. 11. 19総理府令70
 昭和50. 2. 3総理府令3 (P C B追加)
 平成元. 4. 3総理府令19 (T C E, P C E追加)
 平成5. 8. 27総理府令40 (海域にかかる窒素・^{リン}追加)
 平成5. 12. 27総理府令54 (ジクロロメタン等13項目追加)
 平成13. 6. 13環境省令21 (ほう素, ふっ素, アンモニア等化合物追加)
 平成24. 5. 23環境省令15 (1,4-ジオキサン追加)

ア 人の健康の保護に関する項目 (有害物質)

項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シ ア ン 化 合 物	1 mg/L
有機 ^{リン} 化合物	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海 域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海 域 15 mg/L
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L (注2)
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L

注1 排水量に関係なく全ての特定事業場に適用される

注2 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

イ 生活環境の保全に関する項目

項 目		許 容 限 度
pH (水素イオン濃度)	海 域 以 外	5.8~8.6
	海 域	5.0~9.0
BOD (生物化学的酸素要求量)	最 大	160 mg/L
	日間平均	120 mg/L
COD (化学的酸素要求量)	最 大	160 mg/L
	日間平均	120 mg/L
SS (浮遊物質量)	最 大	200 mg/L
	日間平均	150 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉍 油 類	5 mg/L
	動植物油脂類	30 mg/L
フェノール類含有量		5 mg/L
銅 含 有 量		3 mg/L
亜鉛含有量		2 mg/L
溶解性鉄含有量		10 mg/L
溶解性マンガ含有量		10 mg/L
クロム含有量		2 mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量	最 大	120 mg/L
	日間平均	60 mg/L
リン含有量	最 大	16 mg/L
	日間平均	8 mg/L

注1 この表に掲げる排出基準は、一日当たりの平均的な排水の量が50m³以上の特定事業場に適用される。

注2 BODは、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に適用され、CODは、海域及び湖沼に排出される排水に適用される。

注3 窒素及びリンの適用水域

(1) 窒素

・海域

八代海、鹿児島湾、名瀬港、中甕浦、焼内湾、久慈湾及び篠川湾、薩川湾、諸鈍湾、三浦湾、笠利湾 (H5. 8. 27設定 H5. 10. 1施行)

・湖沼

鶴田ダム貯水池 (さつま町他) (H10. 6. 23設定 H10. 8. 1施行)

(2) リン

・海域

八代海、鹿児島湾、名瀬港、中甕浦、焼内湾、久慈湾及び篠川湾、薩川湾、諸鈍湾、三浦湾、笠利湾 (H5. 8. 27設定 H5. 10. 1施行)

・湖沼

高隈ダム貯水池 (鹿屋市)、高川ダム貯水池 (出水市)、鶴田ダム貯水池 (さつま町他)、池田湖 (指宿市)、鰻池 (指宿市)、藺牟田池 (薩摩川内市)、欽崎池 (薩摩川内市)、南部ダム貯水池 (天城町) (S60. 5. 30設定 S60. 7. 15施行)

伊仙中部ダム貯水池 (伊仙町) (H10. 6. 23設定 H10. 8. 1施行)

大川ダム貯水池 (奄美市)、西京ダム貯水池 (西之表市)、永吉ダム貯水池 (日置市、鹿児島市)、竹山ダム貯水池 (霧島市)、須野ダム貯水池 (奄美市)、神嶺ダム貯水池 (徳之島町) (H16. 5. 24設定 H16. 6. 1施行)

金峰ダム貯水池 (南さつま市)、川辺ダム貯水池 (南九州市) (H22. 7. 27設定, H22. 7. 27施行)